

議案第102号

藤岡市総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について

藤岡市総合計画基本構想の議決に関する条例を次のとおり定める。

平成28年11月29日提出

平成28年12月13日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市総合計画基本構想の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、総合計画基本構想の策定等を議会の議決事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「総合計画基本構想」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、総合計画基本構想の策定、変更又は廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。